

空家にしないために 空家を放置しないために

空家は、所有者だけの問題ではなく、近隣住民にも大きな影響を与えます。そのうちと置いて放置していると、家屋の状態がどんどん悪くなってしまいます。今は空家を所有していませんが、親族の死亡や施設への入所などで空家の管理者・所有者になるかもしれません。空家問題を知り、早めの対策を心がけましょう。

●空家の発生原因を知る

空家の発生原因の半分以上が相続によるものです。元の所有者の考えや思いが伝わらないまま相続され、空家になった家をどうすればいいか決まらず、遺産分割や相続登記、家財の片付けや遺品の整理などの問題が山積みとなつて、「住む」「売る」「貸す」「使う」「解体する」などの選択肢を実行できない事例が多くあります。関係者で事前によく話し合っておくことが大切です。

●空家のデメリットを知る

家屋は、適切な管理がされないと劣化が早く進みます。放置された空家は、外壁材や屋根材の落下、悪臭、草木の繁茂、害獣の出入りや害虫の繁殖、ごみの不法投棄など、近隣住民の生活に迷惑をかけてしまいます。

また、外壁材の落下や火災などによって通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われ

る可能性があります。

●空家について相談・選択肢を知る

町では、愛知県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会愛知県本部と空家等対策に関する協定を結んでいます。空家を所有している、または相続する予定があるが、どうしたらいいのか、どこに相談したらいいのかわからないなどの悩みがありましたら、まずは専門家や事業者と相談してみましょう。

▼相談先

空家総合相談窓口（公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会）
☎ 052・522・2567

空家相談窓口（公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部）
☎ 052・243・9339

1年以上使用されていない木造空家を解体する場合は、町の補助金を受けられる場合があります（上限20万円）。

▼問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ
☎ 28・0944



い存じですか 外部公益通報制度

生活の安心・安全を損なうような不祥事は、事業者内部の労働者等からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。こうした企業の不祥事による被害拡大を防止するための通報行為は事業者による不利益な取扱いから保護されるべきです。

「公益通報者保護法」は、労働者等が、公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。

豊山町では、通報等の内容について町が処分又は勧告等をする権限を有するものを受け付けています。

▼要件

①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

▼通報対象者

法令違反等の事実に関係する事業者（に雇用されている①従業員、②アルバイト、③役員、④派遣労働者、⑤取引先の従業員（通報の日から1年以内の従事者含む）

▼通報方法

文書、電話、面談、電子メール、FAXにより受け付けています。なお、本町が処分又は勧告等をする権限を有しない場合は、他の行政機関をご案内することがあります。

す。

▼問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ
☎ 28・0944
FAX 29・3151

臨空第2公園基本計画（案） に係る説明会開催

現在、青山区区内で整備を進めている臨空第2公園の基本計画（案）について、次の日程で住民説明会を開催します。

▼とき 8月25日（日）午前10時～正午

▼ところ 役場2階会議室1

▼内容 臨空第2公園基本計画（案）について

▼問合せ

防災拠点推進室防災拠点推進グループ
☎ 28・2463

